

高石市生産緑地地区の指定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高石市の市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づく生産緑地の指定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。

(指定要件)

第3条 生産緑地地区に定めることができる農地等は、法第3条第1項各号の条件に該当し、かつ、農地所有者等に指定の意向がある農地等とする。ただし、法第3条第1項の「一団のもの区域」とは、稠密な市街地等において、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地等として生産緑地地区に定める。この場合、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積については、100㎡程度を下限とし、地域の実情に応じて判断する。

(指定する農地等)

第4条 市長は、前条の指定要件を満たすものであって、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に生産緑地地区の指定をすることができる。

- (1) 市街化区域への編入により新たに市街化区域内の農地等となった場合
- (2) 都市計画施設の区域と重複し、指定することで今後の事業実施がより円滑に行うことができることと期待される場合
- (3) 既に指定された生産緑地地区と隣接し、一体化又は整形化を図ることにより、生産緑地地区としての機能の向上が期待される場合
- (4) 市街地における空地の確保、災害時の避難地としての活用等が期待される場合
- (5) その他の法令により、生産緑地地区に関する都市計画についての要請等が行われた場合
- (6) 土地区画整理事業、地区計画の策定等計画的なまちづくりを進める上で必要である場合
- (7) その他の理由により市長が必要であると認めた場合

(指定しない農地等)

第5条 市長は、前2条の規定にかかわらず、都市計画の観点から次の各号のいずれかに該当するものについては、原則として生産緑地地区の指定は行わないものとする。

- (1) 商業地域又は近隣商業地域にあるもので、かつ、都市計画施設がある区域と重複しないもの
- (2) 都市計画施設についての都市計画法第 59 条の許可又は承認された事業の区域と重複するもの
- (3) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定に基づく転用の届出が行われているもの。ただし、法第 8 条第 2 項において許可される施設に転用される場合を除く。
- (4) 法第 10 条の規定に基づく買取りの申出があり、法 14 条に規定により行為の制限が解除されたもの。ただし、農地法第 3 条等による所有権移転が行われ、かつ、市長がやむを得ないと認めるものを除く。

（地区の指定）

第 6 条 生産緑地地区の指定は、当該地区の土地利用の動向を勘案し、指定対象農地等の所有者に生産緑地地区の指定に関する必要書類の提出を求め、審査のうえ、必要と認められるものについて行うものとする。

（適正管理）

第 7 条 生産緑地地区に指定した農地等の適正管理について、良好な都市環境の形成に資するよう、農業委員会と連携するものとする。

附 則

この基準は、平成 29 年 9 月 19 日以降に新たに指定する生産緑地地区について適用する。